

売 買 契 約 書 (案)

1. 品 名

送受信システム通信ケーブル
2. 仕様・規格

別紙仕様書のとおり
3. 数 量

別紙仕様書のとおり
4. 契 約 金 額

¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. ー
(内、消費税及び地方消費税の額¥〇〇〇, 〇〇〇. ー)
(注)「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定により算
出されたもの並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出されたもの
である。
5. 納 入 期 限

令和 8 年 2 月 2 0 日
6. 納 入 場 所

茨城県神栖市波崎 7 6 2 0－7
国立研究開発法人水産研究・教育機構 神栖庁舎
7. 検 査 場 所

同上
8. 契約保証金

免除

上記品名（以下「物品」という。）の売買について、国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門神栖拠点長 高橋 秀行（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）との間に上記各項及び次の契約条項によ
り、売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

茨城県神栖市波崎 7 6 2 0－7
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所
管理部門神栖拠点長 高橋 秀行 印

乙

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 2－2－2
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

契 約 条 項

(信義誠実の原則)

第1条 甲、乙双方は、信義をもって誠実に本契約を履行する。

(契約の目的)

第2条 甲または甲の指定した職員は、乙に対し、頭書の仕様・規格に基づき、期限内に物品を確実に納入するように指示するものとし、乙は当該指示及び本契約書及び別紙仕様書の定めに基づき、責任をもって物品の納入等を行うものとする。

(監督等)

第3条 甲は、物品の納入について監督をする必要があると認めた場合は、甲が命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督をさせまたは必要な指示をさせることができるものとする。

2. 乙または乙の使用人は、前項に定める監督職員の指示に従わなければならない。

(期間の延長)

第4条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、期限内に物品を納入することができない場合は、甲に対し遅延する理由及び納入予定期限等を明らかにした書面を提出して、納入期限の延長の承認を受けなければならない。

(遅滞金の請求)

第5条 甲は、乙がその責に帰する理由により期限内に、物品の納入を完了しなかった場合は、前条に定める承認の有無にかかわらず、乙に対し遅滞金を請求することができるものとする。ただし、当該遅延が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。

2. 前項に定める遅滞金は、納入期限の翌日から納入完了の日までの遅滞日数1日につき、契約金額に年3%を乗じて得た額とする。

3. 第1項に定める遅滞金の請求は、甲が第14条、第15条第2項及び第17条に定める本契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

(検査)

第6条 乙は、物品を納入しようとする場合は、甲に対し納入する旨を通知し、甲が命じた検査のための職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2. 検査職員は、前項の通知を受けた日から10日以内に当該物品について検査を行うものとする。

3. 乙または乙の使用人は、検査に立ち会い検査職員の指示に従って、物品の検査に必要な措置を講ずるものとする。

4. 前項の場合において、乙または乙の使用人が検査に立ち会わない場合は、検査職員は、乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5. 検査職員は、物品の全部または一部について不適当な個所を発見した場合は、乙に対し他の良好な物品と取り替えまたは補修を請求することができる。この場合、乙は、ただちに当該物品の取り替えまたは補修をしなければならない。

6. 物品の納入及び検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(所有権の移転)

第7条 前条に定める検査に合格し、納入を完了した日に、当該物品の所有権は甲に移転するものとする。

(危険負担)

第8条 前条に定める所有権移転の時期以前に、乙の責めに帰することができない事由によって、当該物品について生じた損害は、その事由が甲の故意または重大な過失による場合を除き、すべて乙の負担とし、かつ乙は甲に対する反対給付を受ける権利を有しない。ただし、その事由が甲の故意または重大な過失による場合であっても、乙は自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(契約不適合責任及び品質保証義務違反)

第9条 甲は、第7条の規定による納品完了日から起算して1年以内に納入物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が存在することを発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

2. 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3. 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することが出来ない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4. 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に期すべき事由が原因となった納入物品の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。

5. 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(契約金額の請求及び支払)

第10条 乙は、物品の引き渡しを完了し、検査職員の検査に合格した場合は、契約金額を所定の手続きにより甲に請求できる。

2. 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に請求金額を乙に支払うものとする。ただし、受理した乙の支払請求書が不適当のために乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

(支払遅延)

第11条 乙は、甲が約定期間内に請求金額を支払わない場合は、甲に対し、遅延利息を請求することができるものとする。

2. 前項に定める遅延利息は、遅延日数に応じ、契約締結時点における政府契約の支払遅延防

止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額とする。ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3. 支払遅延が、天災その他やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

（損害賠償）

第 12 条 乙は、物品の納入にあたり、甲の庁舎施設、器物等を破損または滅失した場合及び甲の職員またはその他の者に対し損害を与えた場合はただちに甲に報告しその指示に従い、損害について賠償しなければならない。

2. 前項のほか、乙は、債務不履行に基づき甲に損害を与えた場合は、甲に対し、一切の損害を賠償するものとする。

（解除）

第 13 条 甲は、次の各号の一に該当する場合は本契約の全部または一部を解除することができる。この場合において、乙が損害をこうむることがあっても、甲は、その責を負わないものとする。

- （1）天災その他、乙の責に帰することのできない理由により、乙が解約を申し出て甲が承認した場合
- （2）乙が本契約に違反しまたは違反するおそれがあると認められる場合
- （3）乙が正当な理由がなく、契約上の義務を履行せずまたは履行する見込がないと認められる場合
- （4）乙が破産の宣告を受けた場合またはそのおそれがあると認められる場合
- （5）本契約の履行にあたり、乙または乙の使用者に不正の行為があった場合
- （6）乙または乙の使用者が、第 6 条に定める検査職員の検査を妨げた場合
- （7）契約不適合により契約の目的を達することが出来ない場合又は第 9 条に定める甲の請求に応じない場合
- （8）前各号に掲げる理由以外の理由により、乙が解約を申し出た場合

（解除違約金）

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

- （1）前条第 2 号から第 8 号までの規定により本契約が解除された場合
 - （2）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
2. 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- （1）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - （2）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - （3）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
3. 甲は、前条の規定により本契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(暴力団等の排除)

第 15 条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙が損害を被ることがあっても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 乙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 乙が、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
 - (7) 乙が、自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (8) 乙が、自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (9) 乙が、自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
 - (10) その他、第 6 号から第 9 号に準ずる行為をしたとき。
2. 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に対して、違約金として契約金額の 10 分の 10 に相当する額をとして請求することができる。
3. 第 2 項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第 12 条に定める損害賠償責任を免れないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 16 条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
2. 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除違約金)

第17条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2. 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3. 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4. 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第18条 乙は、書面による承認を得ないで、本契約により生ずる権利及び義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させてはならない。

（事情変更）

第19条 法令の制定または改廃による統制額の設定若しくは改定または予期することができない理由に基づく経済状況の激変等により頭書に定める契約金額が著しく不相当であると認められる場合は、甲、乙協議して変更することができるものとする。

（違約金の徴収）

第20条 本契約により、甲が乙から収得すべき遅滞金及び違約金等がある場合は、甲は、その選択により乙に対し支払うべき金額と相殺しまたは別に徴収することができるものとする。

（知的財産権等の権利侵害）

第21条 乙は、納入物品に関し、国内外の第三者が所有する著作権、特許権、回路配置利用権、ノウハウを含む産業財産権等（公告又は公開中のものを含み、以下「知的財産権」という。）を侵害するおそれがある場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。

2. 乙は、前項の知的財産権に関して、権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含

み、法的訴訟手続きに限られない。）、その責任及び負担において、その紛争を処理及び解決するものとし、甲に対し、一切の損失を被らせないものとする。

（紛争の解決）

第 22 条 本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともにこれに服するものとする。

（その他定めのない事項等の取扱）

第 23 条 本契約の履行にあたり疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。